

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく審査

第2 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第10節 健全化判断比率等審査の着眼点」に基づき審査を行った。

第4 審査の主な実施内容

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が財政健全化法に基づき適正に作成されているかどうかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と関係諸帳簿及び資料との照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第5 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 監査事務局及び河東支所内会議室

審査実施日程 令和6年7月16日から同年8月7日まで

第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められる。

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に定める健全化判断比率

(単位：%)

項目	本市の数値		法に定める基準(令和5年度)	
	令和5年度 決算	令和4年度 決算	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	11.84	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.84	30.00
実質公債費比率	4.9	4.8	25.0	35.0
将来負担比率	27.1	31.8	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「—」で表示される。

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 2 項に定める資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	令和 5 年度 決 算	令和 4 年度 決 算	経営健全化 基 準
会津若松市水道事業会計	—	—	20.0
会津若松市簡易水道事業会計	—	—	20.0
会津若松市下水道事業会計	—	—	20.0
会津若松市観光施設事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市地方卸売市場事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計	—	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がないため、「—」で表示される。

第 7 審査の意見

健全化判断比率及び資金不足比率については、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、財政健全化法に基づく財政健全化計画及び経営健全化計画の策定は必要としておらず、いずれも問題は見受けられない。

以下に、それぞれの比率について意見を述べる。

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象に算定するものであり、ここで生じた赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものである。

令和 5 年度の決算では、実質収支額が黒字のため実質赤字比率は算定されないことから、問題は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、市の全会計（一般会計及び公営企業会計を含む全特別会計）の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示したものである。

令和 5 年度の決算では、全ての会計が実質黒字（又は資金剰余）となっており、それらを合算した結果、連結実質赤字比率は算定されないことから、問題は生じていない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する市及び一部事務組合等の元利償還金及びそれに準じた経費等を対象に算定するもので、市の借入金に係る当該年度の返済額の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものである。

この比率は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年の単年度実質公債費比率の平均値から算出するが、令和 5 年度は 4.9%となり、令和 4

年度の 4.8%から 0.1 ポイント増加した。令和 5 年度の実質公債費比率は、早期健全化基準の 25.0%を下回っていることから、問題は生じていない。

なお、令和 5 年度単年度の実質公債費比率は 4.9%であり、令和 4 年度の 5.3%から 0.4 ポイント減少している。減少の要因としては、比率の算定にあたり、分母の構成要素である「標準税収入額等」や「普通交付税額」の増により分母が増加したことに加え、分子の構成要素である「繰上償還分を除く元利償還金の額」や「公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金」が減少したことが理由として挙げられる。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が負担すべき市及び一部事務組合並びに地方公社等の将来的な負担を算定するもので、市の現在抱える負債の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものである。

令和 5 年度の将来負担比率は 27.1%となり、令和 4 年度の 31.8%と比較して 4.7 ポイント減少となり、引き続き早期健全化基準の 350.0%を下回っていることから、問題は生じていない。

なお、将来負担比率が減少した要因は、比率の算定にあたり、分母の構成要素である「標準財政規模」が増加したことに加え、分子の構成要素である「地方債の現在高」や「公営企業債等繰入見込額」が減少したことなどによる。

実質公債費比率及び将来負担比率については、今後も、本市における庁舎整備事業等に係る元利償還金の増加や会津若松地方広域市町村圏整備組合における廃棄物処理施設等の整備による組合公債費に係る負担金の増加が見込まれることから、比率の動向に十分留意されたい。

2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計（第 6 2 の表に掲げられた特別会計）ごとに、公営企業の資金不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

令和 5 年度の決算では、全ての会計において資金不足額が生じておらず、資金不足比率は算定されないことから、問題は生じていない。